

質問第一七二号

EU一般データ保護規則の適用範囲に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月九日

古賀之士

参議院議長 伊達忠一殿



EU一般データ保護規則の適用範囲に関する質問主意書

EU一般データ保護規則は、我が国の政府機関、政府機関の所管する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人等）及び地方公共団体に対して域外適用されることがあるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

